

「大阪府知事からの措置命令に関してのお詫びとお知らせ」

弊社は、景品表示法第7条第1項の規定に基づく大阪府知事の措置命令（令和元年8月27日付け）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知します。

弊社は、大阪府貝塚市で運営する「和泉橋本温泉 美笹のゆ」内掲示物において、医薬部外品には該当しないソーダ灰（炭酸ナトリウム）を用いた浴槽を「岩風呂<人工温泉の湯>アルカリ性単純温泉」とご案内しておりました。また医薬部外品を用いた「二股温泉風呂」につきましても医薬部外品の適切なメンテナンスをおこなっておらず、「岩風呂」と「二股温泉風呂」共に効能表示できるものではありませんでした。

当該表示は、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

本件により、お客さまをはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は今回の措置命令を真摯に受け止め、一層の法令順守体制の整備等、管理体制を強化することにより再発防止に努めてまいります

令和元年8月27日
株式会社オンテックス